

西尾市総合計画審議会規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、西尾市附属機関に関する条例（昭和39年西尾市条例第16号）第3条の規定に基づき、西尾市総合計画審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (4) 知識経験を有する者
- (5) その他市長が別に定める者

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第5条 審議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は市長が委嘱する。

3 顧問は審議会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に調査及び審議のため必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(専門員)

第8条 審議会に専門員を置き専門の事項を調査させることができる。

2 専門員は、市の職員その他適当と認める者のうちから市長が任命する。

(事務局)

第9条 審議会の事務局は、総合政策部企画政策課に置く。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、昭和40年2月10日から施行する。

附 則（昭和46年4月20日規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年5月27日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年8月17日規程第18号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月27日訓令第3号）

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年8月12日訓令第4号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成2年3月29日訓令第4号抄）

1 この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月27日訓令第1号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月29日訓令第1号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月26日訓令第7号）

この訓令は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日訓令第1号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日訓令第1号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月26日訓令第3号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日訓令第3号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日訓令第3号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。